

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和6年4月16日

青森県知事 殿

提出者

住 所 弘前市大字津賀野字瀬ノ上 40 番地 1

氏 名 株式会社 共同生コン

代表取締役 野澤 武

電話番号 0172-37-6812

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 共同生コン
事業場の所在地	弘前市大字津賀野字瀬ノ上 40 番地 1
計画期間	令和6年4月～令和7年3月

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	生コンクリート製造業
② 事業の規模	別添
③ 従業員数	"
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	"

(日本工業規格A列4番)



(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別添

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（5年度）実績】			
① 現状	産業廃棄物の種類	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	汚泥
	排 出 量	3,337.49 t	15,000 t
(これまでに実施した取組)			
当工場にて汚泥 15,000 t を脱水設備にかけコンクリートくずにする。処理後 1,050 t (約 7%)			
【目標】			
② 計画	産業廃棄物の種類	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	汚泥
	排 出 量	2,500 t	15,000 t
(今後実施する予定の取組)			
同上			

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) —
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) —

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度(年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度(5 年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	— t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	13,950 t	t
(これまでに実施した取組) 当工場の脱水設備により、汚泥 15,000 t を処理し コンクリートくず 1,050 t にした。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	— t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	13,950 t	t

		(今後実施する予定の取組) 同上
--	--	---------------------

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度(年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	— t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	— t	t
(今後実施する予定の取組)			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度(5 年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	廃プラ類
	全処理委託量	3,337.49 t	0.18 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	— t	t
	再生利用業者への 処理委託量	— t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	— t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	— t	t
(これまでに実施した取組)			

(第5面)

【目標】		
産業廃棄物の種類	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	
全処理委託量	2,500 t	
優良認定処理業者への 処理委託量	— t	t
再生利用業者への 処理委託量	— t	t
認定熱回収業者への 処理委託量	— t	t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	— t	t
(今後実施する予定の取組)		
施工業者様からの生コンクリート受注時、戻りコンクリートが 発生しない様に協力を求める。		
※事務処理欄		

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

1. 会社の概要

(1) 会社名

株式会社 共同生コン

(2) 資本金

1億5千万円

(3) 従業員数

13人

2. 当該事業場において現に行っている事業の概要

(1) 製造概要

生コンクリートの製造

製造品出荷額 32,000 m³ (令和5年度実績)

(2) 製造等フローシート

別紙 図1参照

(3) 工場配置図

別紙 図2参照

(4) 事業展望

公共工事削減等により、製造出荷量が減少する傾向にある。

産業廃棄物の発生量も比例して減少すると思われる。

(5) 廃棄物処理フロー図

別紙 図3参照

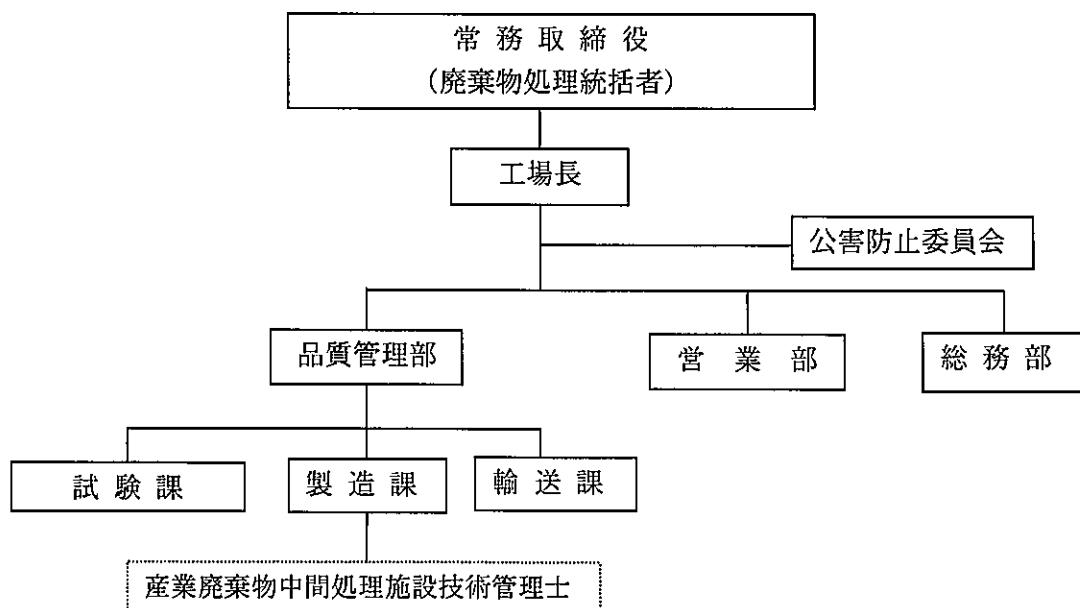
3. 計画期間

令和6年4月1日 から 令和7年3月31日

4. 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 責任および管理組織図

	公害防止委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物処理に関する検討 　　廃棄物の発生抑制、中間処理、適正処理の推進、廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。 　　・委員長：品質管理責任者 　　・委 員：工場長、品質管理部、営業部（7名）
役 割	公害防止統括者	<ul style="list-style-type: none"> ○産廃物処理方針の策定 ○産業廃棄物処理に関する各種事項の決定および承認 ○委託契約の締結 ○従業員への教育
	産業廃棄物中間処理施設技術管理士	<ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物処理計画の作成 ○産業廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○産業廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握 ○処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ○産業廃棄物管理票の交付、管理 ○監督官庁への各種報告 ○その他関係する事項



(2) 管理体制の強化

① 管理体制（組織）

定期的に開催する組織（公害防止委員会）を設置し、廃棄物処理等の状況を把握するとともに、適正且つ円滑に実施されるよう検討する。この組織には、工場長およびすべての部門が参画する。

② 管理方法

工場内の各部門と協力し、社内規格、公害防止規定（廃棄物の管理基準）に基づき実施する。

5. 産業廃棄物の処理に関する事項

(1) 基本的事項

- ① 産業廃棄物の適正処理を確保するため、関係する法令、その他の規則を厳守するとともに行政の環境対策に協力する
- ② 発生した産業廃棄物は自ら処理することを原則とし、処理業者に委託する場合であっても、収集運搬から処分に至るまで確認し的確に管理する。
- ③ 廃棄物の処理について次に掲げる事項を実施し、また、関連会社にも指導を行う。
 - ・発生抑制を考慮した製造方法を検討する。
 - ・資源化を推進する。
 - ・脱水効率の向上等による中間処理を推進する。
 - ・処理内容を確認し、処理業者と適正な委託契約を締結する。

(2) 廃棄物処理の現状

当工場から発生する産業廃棄物は、排水処理工程からの汚泥と戻りコン等のコンクリートくずである。汚泥の発生量は、15,000t/年（脱水前の量）程度であり、中間処理により脱水固化し1,050t/年を産業廃棄物処理業者に委託している。当工場から委託処理される産業廃棄物は、その他のコンクリートくずを含め、約3,337t/年余りであり、全量再生路盤材として再利用されている。

(3) 産業廃棄物処理施設の設置状況等

当工場における産業廃棄物処理施設は、脱水施設が一施設設置されている。処理能力は46m³/日、処理方法はフィルタプレス式即時脱水システムとなっている。

(4) 廃棄物処理に係る情報の収集および管理

環境省、青森県、弘前市のホームページ等により、定期的に廃棄物関係法令や廃棄物の処理技術について情報を収集する。

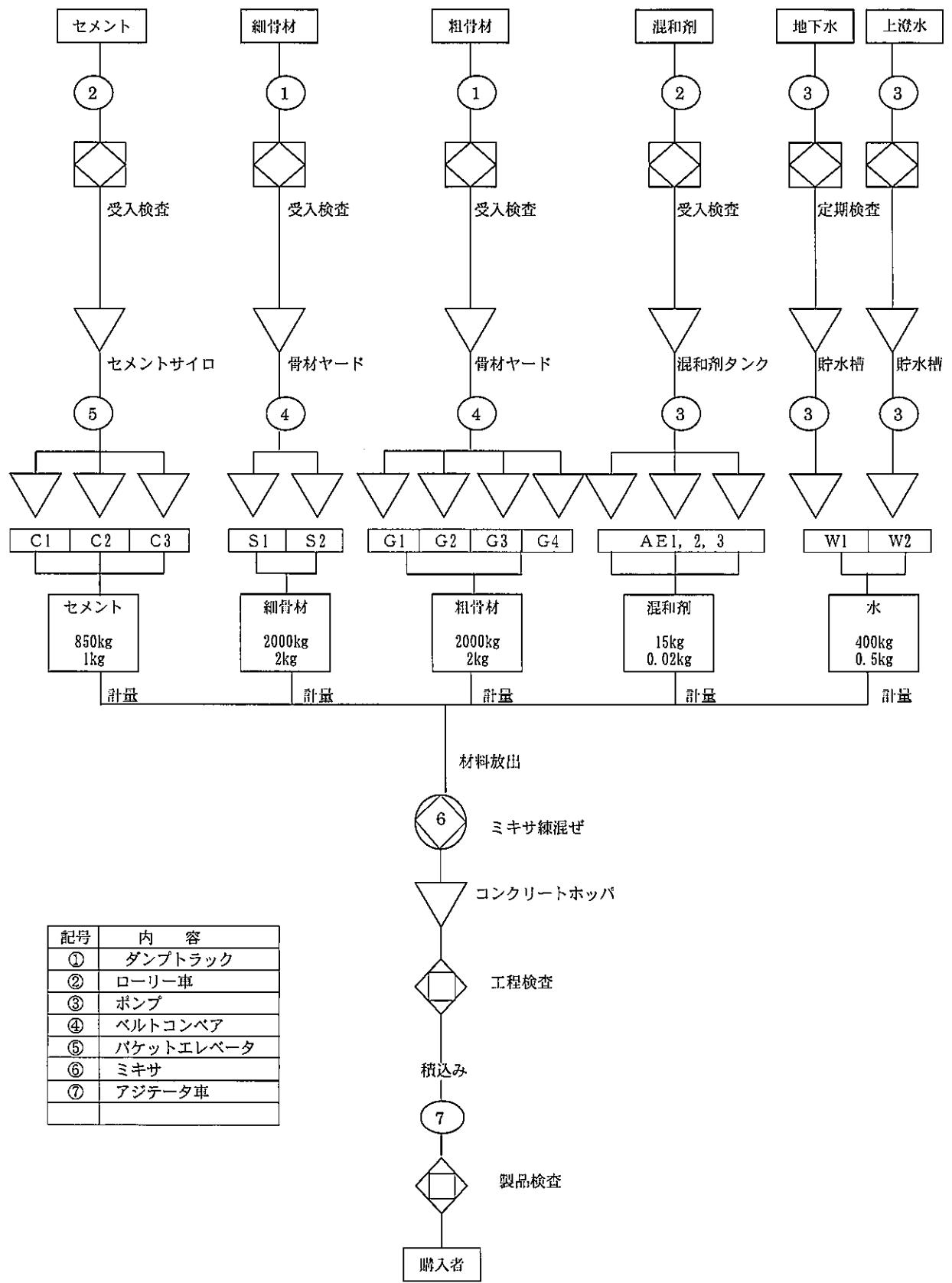


図 1 製造フローシート

敷地面積 $10,382\text{m}^2$

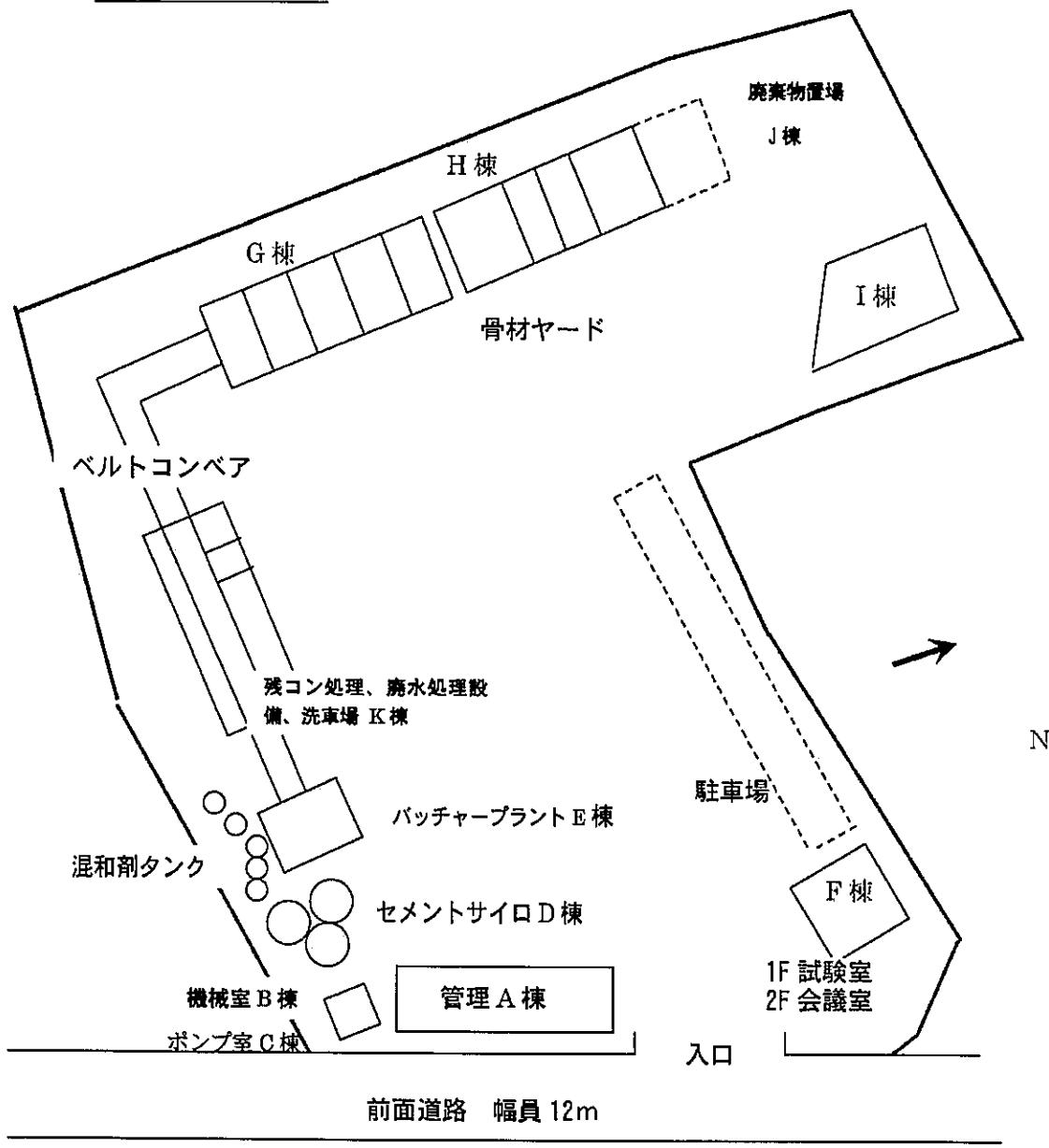


図 2 工場配置図

既存G棟 :床面積 385 m^2

既存H棟 :床面積 330 m^2

既存I棟 :床面積 231 m^2

既存K棟 :床面積 18 m^2

既存J棟 :床面積 105 m^2

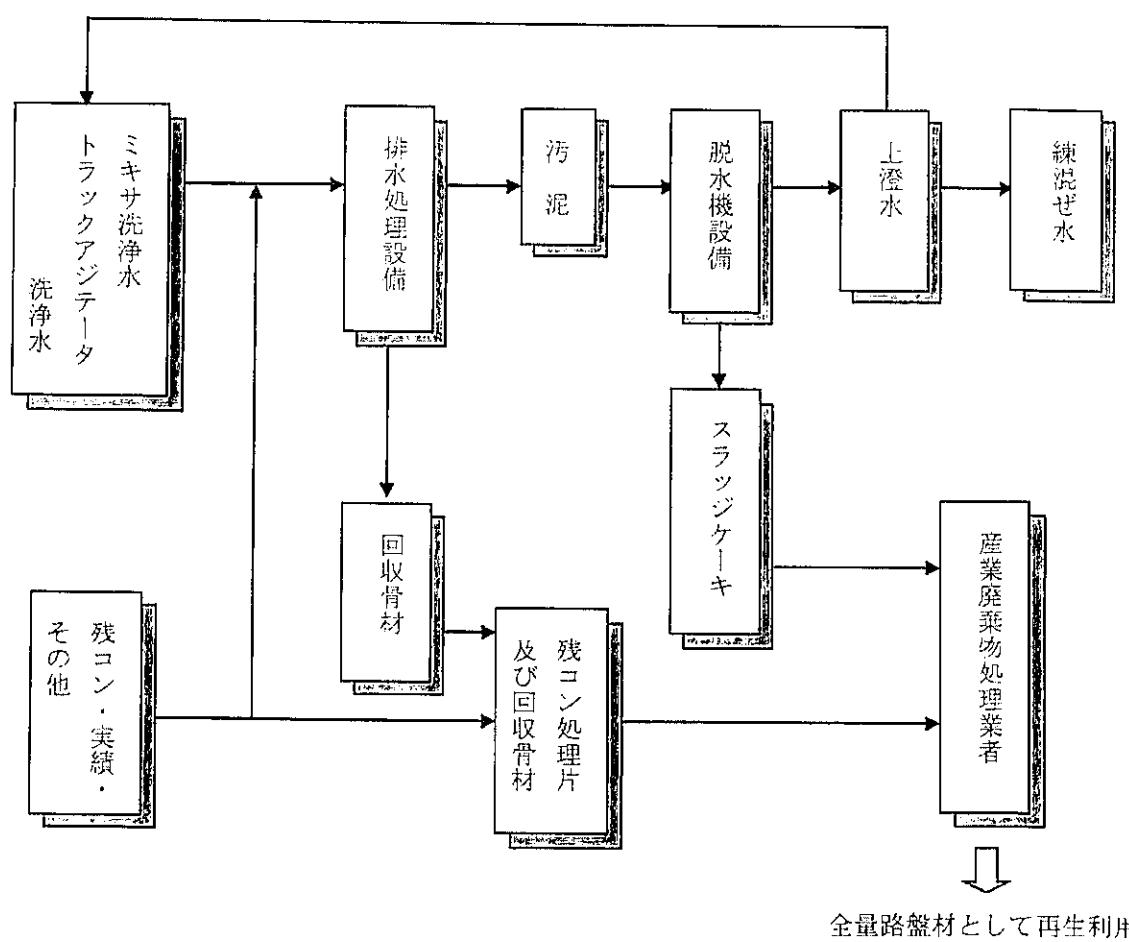


図3 廃棄物処理フロー（現状）